


報道機関 各位

令和元年（2019年）5月13日（月）10時00分 配付

項 目	令和元年春の褒章受章者名簿について
配付資料	令和元年春の褒章受章者統計表
内容及び報道に当たったのお願い	<p>春秋褒章については、昭和53年以降の発令日の統一により、報道される機会が増えました。このため春秋叙勲と同様日本新聞協会の協定の下に、閣議決定・上奏・裁可を経た後、事前に内閣記者会においてアドバンス発表を行い、報道の便を図っています。また、新聞等の取扱日も春秋褒章の前日とし、報道される期間が十分取れるよう留意しています。</p> <p>1 報道の取扱いについて</p> <p>(1) 報道解禁日</p> <p>①新聞 : 令和元年(2019年)5月20日(月)朝刊</p> <p>②ラジオ・テレビ・インターネット: 令和元年(2019年)5月20日(月)午前5時以降</p> <p>(2) 発令日 令和元年(2019年)5月21日(火)</p> <p>(3) 受章者数</p> <p>①褒章受章者</p> <p>道内受章者 27名</p> <p>管内受章者 2名 【内訳】 藍綬褒章 2名</p> <p>2 その他</p> <p>(1) 受章者名簿はオホーツク総合振興局総務課にて管理しております。 名簿が必要な方におかれましては、FAX等によりお送りいたしますので、オホーツク総合振興局総務課までお申し出ください。(計4枚) (担当: 瀬戸、仁義 0152-41-0601)</p> <p>(2) アドバンス発表日から解禁日までの間は、褒章受章者について、人名に触れる報道は行わないでください。また、個人情報の取扱いには十分留意してください。</p> <p>(3) 発令日までに受章候補者の死亡等により異動が生じることがあることをご承知おきください。</p> <p>(4) 北海道知事上申分以外の受章者につきましては、北海道が上申機関ではないため、お問い合わせにお答えすることはできませんのでご了承願います。</p>
連絡先	<p>オホーツク総合振興局総務課 総務課長 寄木 幸 TEL0152-41-0601 FAX0152-45-0336</p> <p>総務部人事局人事課サービスグループ TEL011-204-5027 FAX011-221-6399</p> 

令和元年春の褒章受章者統計表（北海道関係分）

令和元年（2019年）5月10日現在

1 受章者数 全 国 689
 北海道 27

2 年齢別受章者数

区 分	北 海 道	
	うち知事上申分	
紅綬褒章	0 (-)	0 (-)
緑綬褒章	0 (-)	0 (-)
黄綬褒章	2 (-)	0 (-)
紫綬褒章	0 (-)	0 (-)
藍綬褒章	25 (11)	13 (5)
計	27 (11)	13 (5)

年 齢	受章者数
20～54歳	0 (-)
55～59歳	3 (-)
60～64歳	3 (2)
65～69歳	4 (-)
70～74歳	6 (4)
75～79歳	7 (4)
80歳以上	4 (1)
団 体	0
計	27 (11)

() 内は女性の受章者数で内数

【参 考】

褒章の種別

種 別	授与対象
紅綬褒章	自己の危難を顧みず人命の救助に尽力した者
緑綬褒章	自ら進んで社会に奉仕する活動に従事し徳行顕著である者
黄綬褒章	業務に精励し衆民の模範である者
紫綬褒章	学術、芸術上の発明、改良、創作に関して事績の著しい者
藍綬褒章	公益の利益を興した者又は公同の事務に尽力した者

褒状

表彰されるべき者が団体である場合には褒状を授与する。

飾版

再度以上同種の褒章を授与すべき場合は、褒章に代え飾版を授与する。